

試乗予約を条件とした過大な景品類の提供について —新車バイクや海外ペア旅行など10万円を超える景品は過大な景品となります—

最近、ホームページ等において、「試乗予約をした消費者の中から抽選で10万円を超す景品（新車バイクや海外ペア旅行など）を提供する企画」が見受けられます。このようなケースでは、試乗を行うために販売店に来店する必要があることから、取引に付随[※]した、抽選による景品提供となり、提供することのできる最高額は10万円となります。そのため10万円を超す新車バイクや海外ペア旅行の提供は、過大な景品提供となります。

また、仮に「試乗予約が応募条件ではあるが、試乗実施の有無は抽選には関係ない」とした企画であった場合についても、同様に取引に付随した景品提供となります。

したがって、10万円以上の景品を提供する場合は、試乗予約を応募条件とせず、取引に付随しない方法（抽選への応募と試乗の予約を別ページに設置するなど明確に区別する等）で実施する必要があります。

※【取引に付随】に関する注意事項

以下のような場合についても取引に付随した提供とみなされます。

- ① 応募者を管理顧客等に限定すること
- ② 「応募方法についての詳細は各店舗にお問い合わせ下さい」とすること
- ③ インターネットや葉書での応募と併せて、店頭に応募箱を設置するなどして応募を受け付けること
- ④ 当選者の発表を店頭のみで実施すること

【参考】取引に付随した景品提供の最高額等

今回の企画のように試乗予約を抽選の対象者として景品類を提供する場合は、

- ① 景品類の最高額を10万円以内で実施する必要があります。
（そのため10万円を超す新車バイクや海外旅行などの景品類の提供は行えないため、景品を10万円以内に変更する必要があります）
- ② 景品類の総額は取引予定総額の2%以内で実施する必要があります。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 二輪車業務部まで nirin-info@aftc.or.jp
TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114